

低炭素建築物の技術的審査料金表（～2025.03.31）

第1 基本料金（税込）

1 住宅

（税込金額 単位：円）

建て方形式	分類	料金
一戸建ての住宅	下記以外の場合	55,000
	一次エネルギー消費量、外皮性能についての審査が省略できる場合（注）	33,000
共同住宅等	下記以外の場合 基本料金+戸当たり料金	基本料金 55,000+ 6,600×対象住宅戸数
	一次エネルギー消費量、外皮性能についての審査が省略できる場合（注）	基本料金 33,000+ 4,400×対象住宅戸数

注) 評価書等（設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書・技術的審査適合証、フラット 35 S 適合証明書（省エネルギー性））の結果を活用し、審査を省略することができる場合。ただし、評価書等と異なるエネルギー消費性能による場合は一般料金とします。

2 非住宅

(1) 建築物の一部又は全部の用途がホテル等、病院等、集会所等、及びこれらを含む複合用途の場合は、当該部分について以下のとおりとします。

（税込金額 単位：円）

評価手法	対象床面積						
	1,000㎡以下	1,000㎡超 2,000㎡以下	2,000㎡超 5,000㎡以下	5,000㎡超 10,000㎡以下	10,000㎡超 20,000㎡以下	20,000㎡超 50,000㎡以下	50,000㎡超
標準入力法	220,000	275,000	330,000	385,000	440,000	605,000	825,000
主要室入力法							
モデル建物法	110,000	132,000	165,000	198,000	264,000	330,000	440,000

(2) 建築物の一部又は全部の用途が(1)以外の非住宅の場合は、当該部分について以下のとおりとします。
(税込金額 単位：円)

評価 手法	対象床面積						
	1,000㎡ 以下	1,000㎡ 超 2,000㎡ 以下	2,000㎡ 超 5,000㎡ 以下	5,000㎡ 超 10,000㎡ 以下	10,000㎡ 超 20,000㎡ 以下	20,000㎡ 超 50,000㎡ 以下	50,000㎡ 超
標準 入力法	165,000	198,000	220,000	275,000	330,000	385,000	550,000
主要室 入力法							
モデル 建物法	88,000	110,000	132,000	165,000	198,000	220,000	275,000

3 事前相談等に要する費用を別途請求できるものとします。

第2 法第54条第1項第2号及び第3号に係る技術的審査料金（税込）

法第54条第1項第2号（基本方針）に係る技術的審査料金は一律55,000円、法第54条第1項第3号（資金計画）に係る技術的審査料金は一律22,000円とします。

第3 計画変更に係る技術的審査料金（税込）

住宅にあつては、変更（第1及び第2に関する変更を含みます）に係る住戸1戸当たり3,300円とします。非住宅にあつては、第1の2の表の金額に0.5を乗じた金額とします。

ただし、協会以外の検査機関において適合証が発行された計画変更については、本項を適用せず、新たな依頼とみなして料金を適用します。

第4 複合建築物に係る料金

複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合は、住宅部分に係る料金及び非住宅部分に係る料金を合算した料金とします。

第5 技術的審査料金の減額

型式認定・製造物認証等を受けている場合、多くの申請が見込める場合、審査の合理化が図れる場合、その他協会が必要と認めた場合は、料金の減額をすることができます。

第6 再交付料金（税込）

適合証記載事項のうち、技術的審査が不要な事項の変更等により適合証を再発行するときの料金は、1通につき3,300円とします。